

◆総論に関する質問と回答

⇒ 総論の詳細については、こちらの資料「特別区制度（案）」をご覧ください

質 問	回 答
Q1) 大阪府は大阪都に名称変更するのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・名称は現在と同じ大阪府のままです。法令の適用上は都とみなされますが、都道府県の名称を変更するには、別に法律で定める必要があります。 ・特別区設置の住民投票で賛成多数となれば、大阪府から大阪都への名称変更に向けて取り組んでいきます。
Q2) 区議会議員の定数は、現在の大阪市の議員（83人）を各特別区に単純に割り振るようだが、この議員定数にした根拠は何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・各特別区の議会の議員定数は、大都市制度（特別区設置）協議会における協議により、現状83人で大阪市政が行われていることや、議会のコストを増やさないことが重要等の議論があり、現行の大阪市の行政区ごとの議員定数を積み上げたものとなりました。
Q3) 区議会の選挙区はどうなるのか。また、府議会議員や衆議院議員の選挙区は変わるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区議会議員の選挙区は、各特別区の区域となります。 ・府議会議員の選挙区は、各特別区の区域が基本となります。 ・衆議院議員の選挙区は、公職選挙法で定められており、法律が改正されない限り、特別区設置後も従前のとおりです。
Q4) 特別区ができると大阪市長と市会議員はどうなるのか。特別区長や区議会議員はいつ選ぶのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区の設置に伴い大阪市は廃止され、大阪市長・市会議員は失職します。 ・特別区長・区議会議員は、公職選挙法に基づき、特別区の設置の日から50日以内に選挙を行います。 ・特別区長が選挙で選ばれるまでの間、大阪市長であった者がその職務執行者として権限を執行します。
Q5) 住民投票で賛成多数となった場合、特別区が設置される2025年（令和7年）1月までにやるべき仕事は何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区の設置は、2025年（令和7年）1月1日とし、住民サービスを確実に提供できるよう、十分な準備期間を確保しています。 ・特別区の設置に向け、住民投票後速やかに準備組織を設置し、課題の整理や対応策の検討を開始することを想定しています。その後、21年度から23年度にかけ、段階的に準備組織や府市の各部局の準備要員を拡充したうえで、設置準備業務をさらに推進し、24年度は、各特別区・大阪府への移管を想定した組織体制を併用して、直前準備を行います。
Q6) 特別区になると、大阪に戻ることはできないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の法制度においては、特別区が市となる手続きは定められていません。
Q7) 東京の特別区と、大阪の特別区では、具体的にどこが違うのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪の特別区は東京の特別区に比べて、より特別区を重視した仕組みとしています。 ・大阪の特別区は、東京都の特別区の仕事を上回る中核市権限の事務や、政令指定都市や都道府県の権限の仕事であっても、住民に身近な事務は特別区が担うこととしています。 ・財政調整制度については、大阪では財政調整財源を全て特別会計で区分経理するほか、配分割合が適正であることについて大阪府が説明責任を負うなど、より透明性が高い仕組みとしています。 ・さらに、大阪府・特別区協議会（仮称）において協議が調わない場合に、第三者機関を設けることとしています。これも東京都にはない仕組みです。